様式第3号(第5条関係)

身体障害者診断書・意見書

総括表　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(　　　　　　　障害用)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 　 | 　　年　　月　　日生(　)歳 | 男・女 |
| 住所 |
| ①障害名(部位を明記) |
| ② | 原因となった疾病・外傷名 | 交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災疾病・先天性・その他(　　　　　　　) |
| ③疾病・外傷発生年月日　　　　　　年　　月　　日・場所 |
| ④参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む｡)　　　　　　　　　　　　　　　　　障害固定又は障害確定(推定)　　　年　　月　　日 |
| ⑤総合所見 |
| ⑥将来の再認定の必要性　・要(再認定を要する時期　　年　　月)　　・不要　再認定を「要」とした理由　1　治療等により改善の可能性あり　2　その他(　　　) |
| ⑦その他参考となる合併症状 |
| 　　上記のとおり診断します。併せて、以下の意見を付します　　　　年　　月　　日病院又は診療所の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　診療担当科名　　　　　科　医師氏名　　　　　　　　　　印 |
| 　　身体障害者福祉法第15条第3項の意見(障害程度等級についても、参考意見を記入すること｡)　　　障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に　　　　・該当する(　　　　級相当)　　　　・該当しない |
| 　(注)　1　「障害名」欄には、現在起こっている障害(両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等)を、「原因となった疾病・外傷名」欄には、原因となった疾患等(角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭等)を、それぞれ記入すること。　　　　2　障害区分や等級を決定するため、県又は県社会福祉審議会から改めて照会する場合がある。 |

小腸の機能障害の状況及び所見

|  |
| --- |
| 　　身長　　　　㎝　　　体重　　　　㎏　　　体重減少率　　　　％　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(観察期間　　　　)　1　小腸切除の場合　　(1)　手術所見　　　ア　切除小腸の部位　　　　　　　　　長さ　　　　　　㎝　　　ア　残存小腸の部位　　　　　　　　　長さ　　　　　　㎝　　　○　手術施行医療機関名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(できれば手術記録の写しを添付すること｡)　　(2)　小腸造影所見((1)が不明の場合に記入し、小腸造影の写しを添付すること｡)　　　　　推定残存小腸の長さその他の所見　2　小腸疾患の場合　　　病変部位、病変範囲その他の参考となる所見 |
| 　 | 参考図示 | 　 | 　 |
| いちょー7cm | 　 |
| 切除部位　 | 　 | 　 |
| 　 |
| 病変部位　 | 　 | 　 |
| 　　(注)　1及び2が併存する場合は、その旨を併記すること。 |
| 　3　栄養維持の方法　　(1)　中心静脈栄養法　　　ア　開始日　　　　　　　　年　　　月　　　日　　　イ　カテーテル留置部位　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ウ　装具の種類　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　エ　最近6か月間の実施状況　　　　(最近6か月間に　　　日間)　　　オ　療法の連続性　　　　(持続的・間　　的)　　　カ　熱量　　　　(1日当たり　　　　　KCal) |
| 　　(2)　経腸栄養法　　　ア　開始日　　　　　　　　年　　　月　　　日　　　イ　カテーテル留置部位　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　エ　最近6か月間の実施状況　　　　(最近6か月間に　　　日間)　　　オ　療法の連続性　　　　(持続的・間　　的)　　　カ　熱量　　　　(1日当たり　　　　　KCal)　　(3)　経口摂取　　　ア　摂取の状態(普通食・軟食・流動食・低残食)　　　イ　摂取量(普通量・中等量・少量)　4　排便の状況　　ア　便の性状(下・軟便・正常)　　イ　排便回数(1日　　　　　　回)　5　検査所見(測定日　　年　　月　　日) |
| 　　ア　赤血球数　　イ　血色素量　　ウ　血清総白濃度　　エ　血清アルブミン濃度 | 　　　／㎜3　　　g／dl　　　g／dl　　　g／dl | 　　キ　血清ナトリウム濃度　　ク　血清カリウム濃度　　ケ　血清クロール濃度　　コ　血清マグネシウム濃度　　サ　血清カルシウム濃度 | 　　　mEq/l　　　mEq/l　　　mEq/l　　　mEq/l　　　mEq/l |
| 　　オ　血清総コレステロール濃度 | 　　　㎎／dl |
| 　　カ　中性脂肪 | 　　　㎎／dl |
| 　(注)1　残存小腸の長さについては、腸間膜付着部の距離によるものとする。　　　2　中心静脈栄養法及び経腸栄養法による1日当たりの熱量については、1週間の平均値によるものとする。　　　3　「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。　　　4　小腸切除(等級表1級又は3級に該当する大量切除の場合を除く｡)又は小腸疾患による小腸の機能障害の障害程度については、再認定を要する。　　　5　障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時とし、それ以外の小腸の機能障害の場合は6か月の観察期間の経過後とする。 |